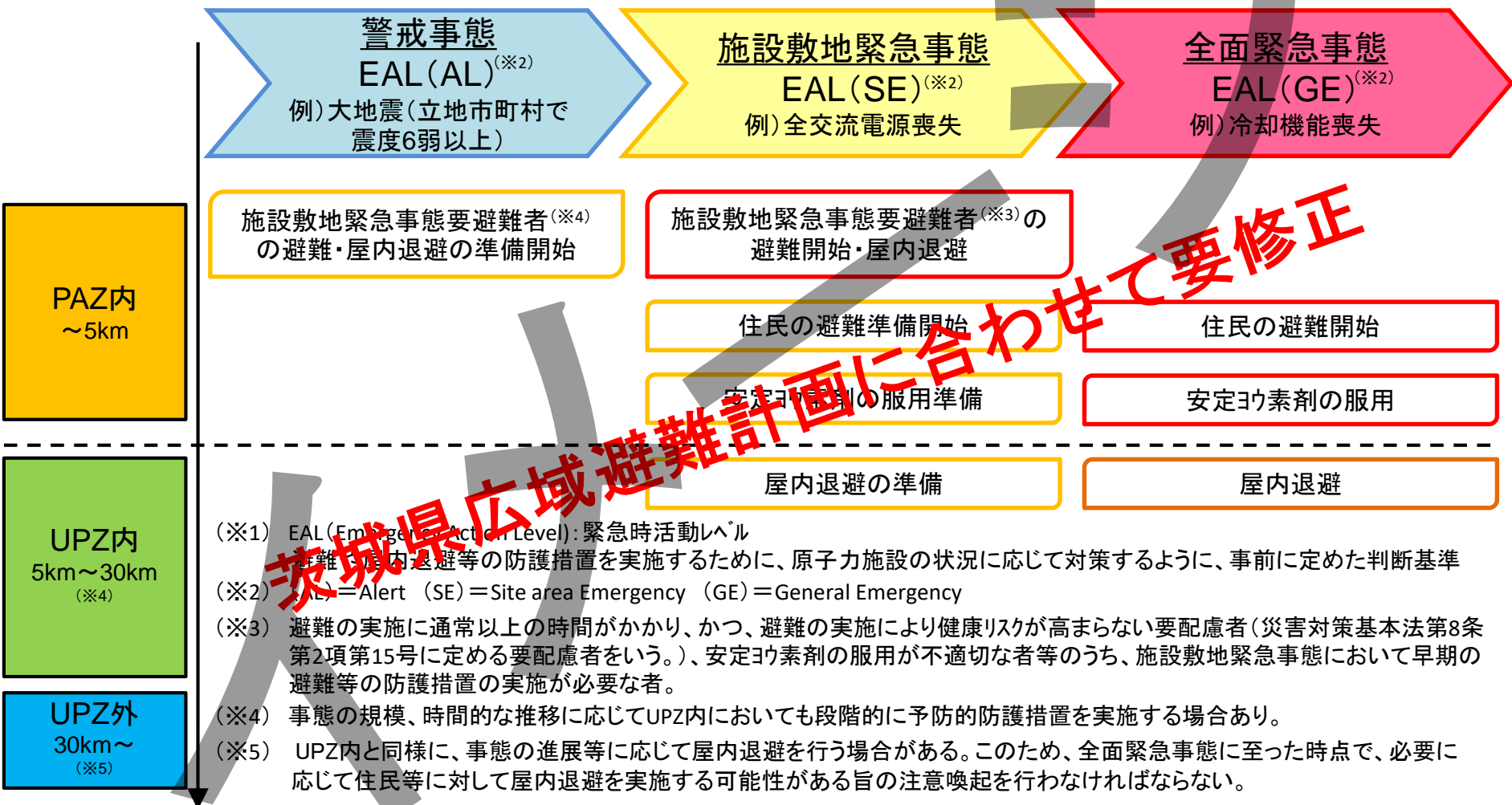
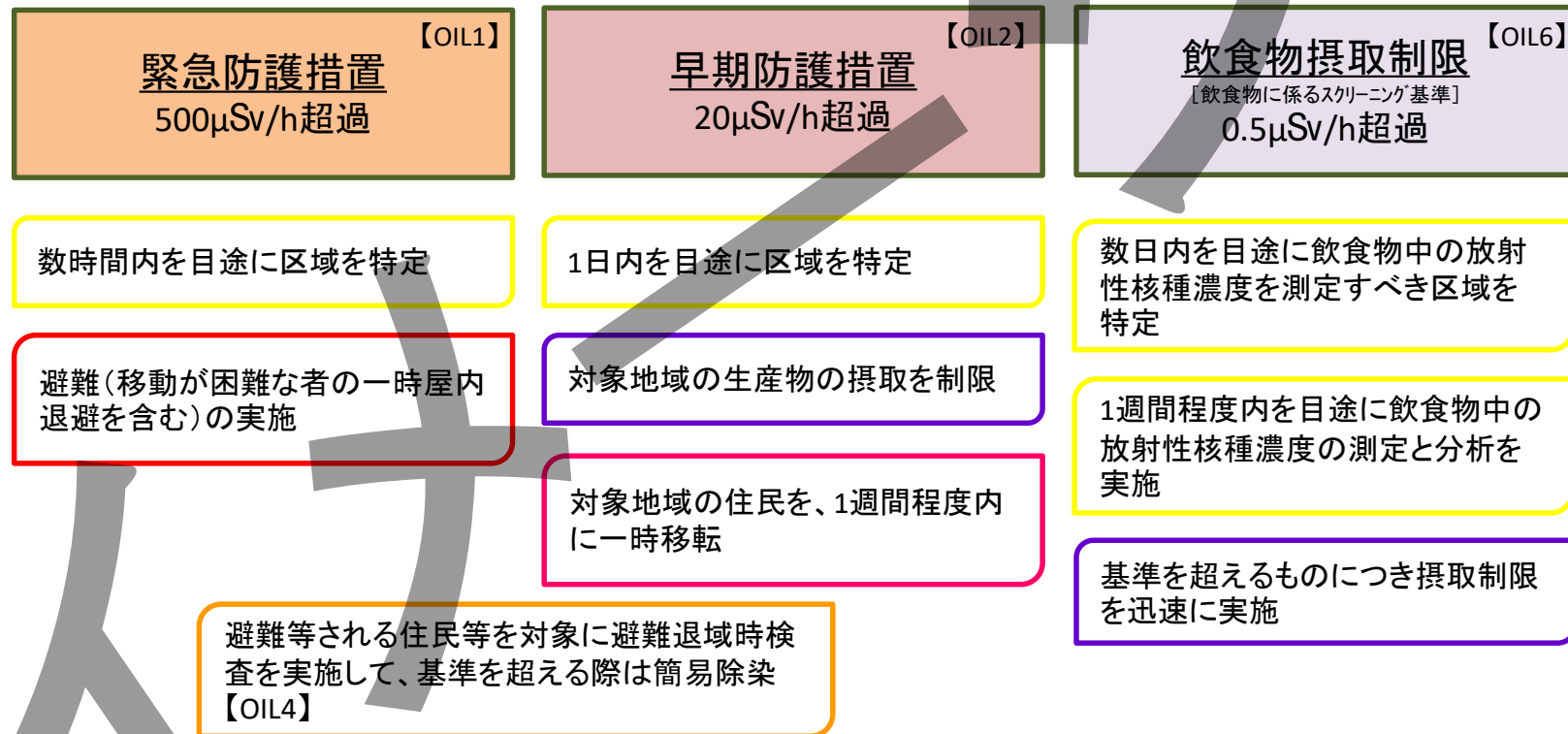


3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

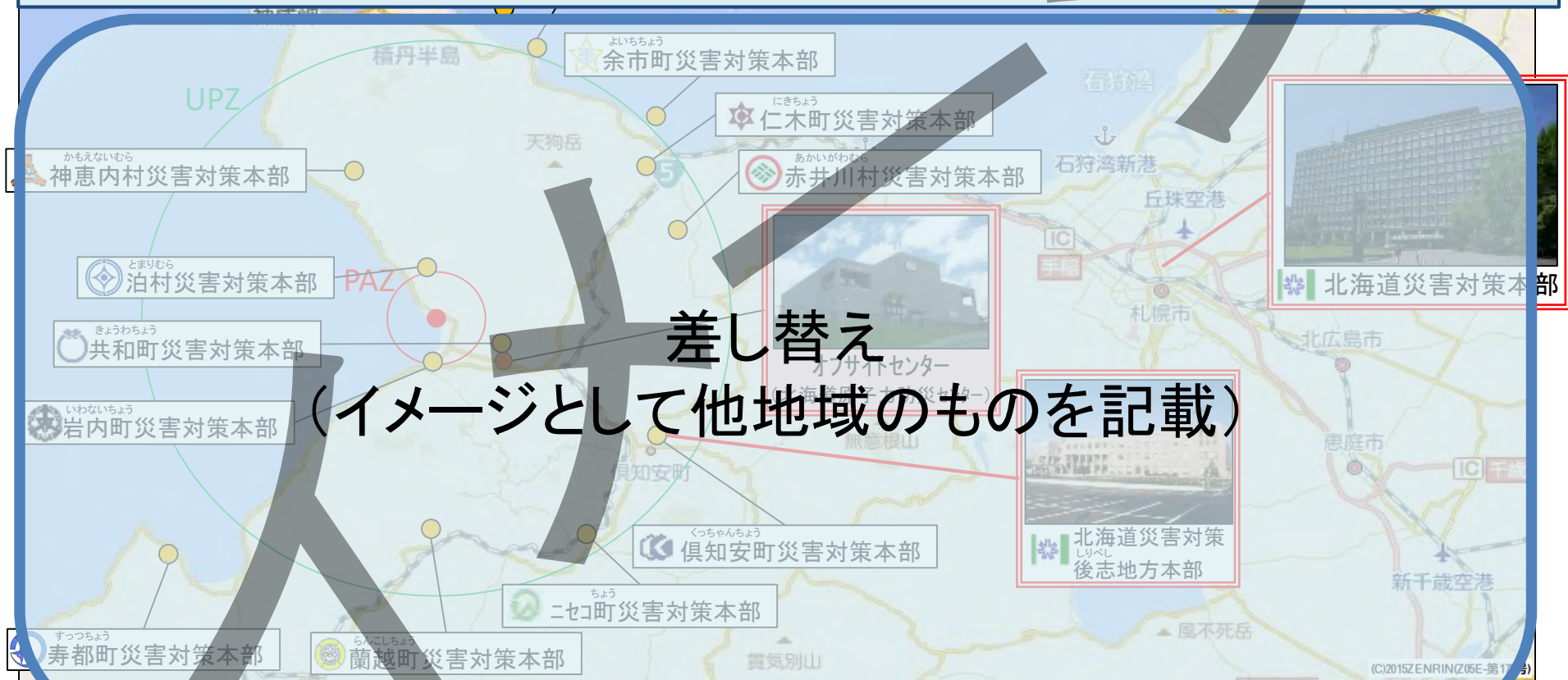


(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

茨城県及び関係市町村の対応体制

- 茨城県は、警戒事態等で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 東海村は、警戒事態で災害対策連絡会議を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 日立市は、警戒事態で警戒体制本部を設置し、施設敷地緊急事態でも対応は同様。
- ひたちなか市は、警戒事態で●を設置し、施設敷地緊急事態で●に移行。
- 那珂市は、警戒事態で原子力災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部に移行。
- 関係市町村の災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における避難行動要支援者の避難準備を開始。

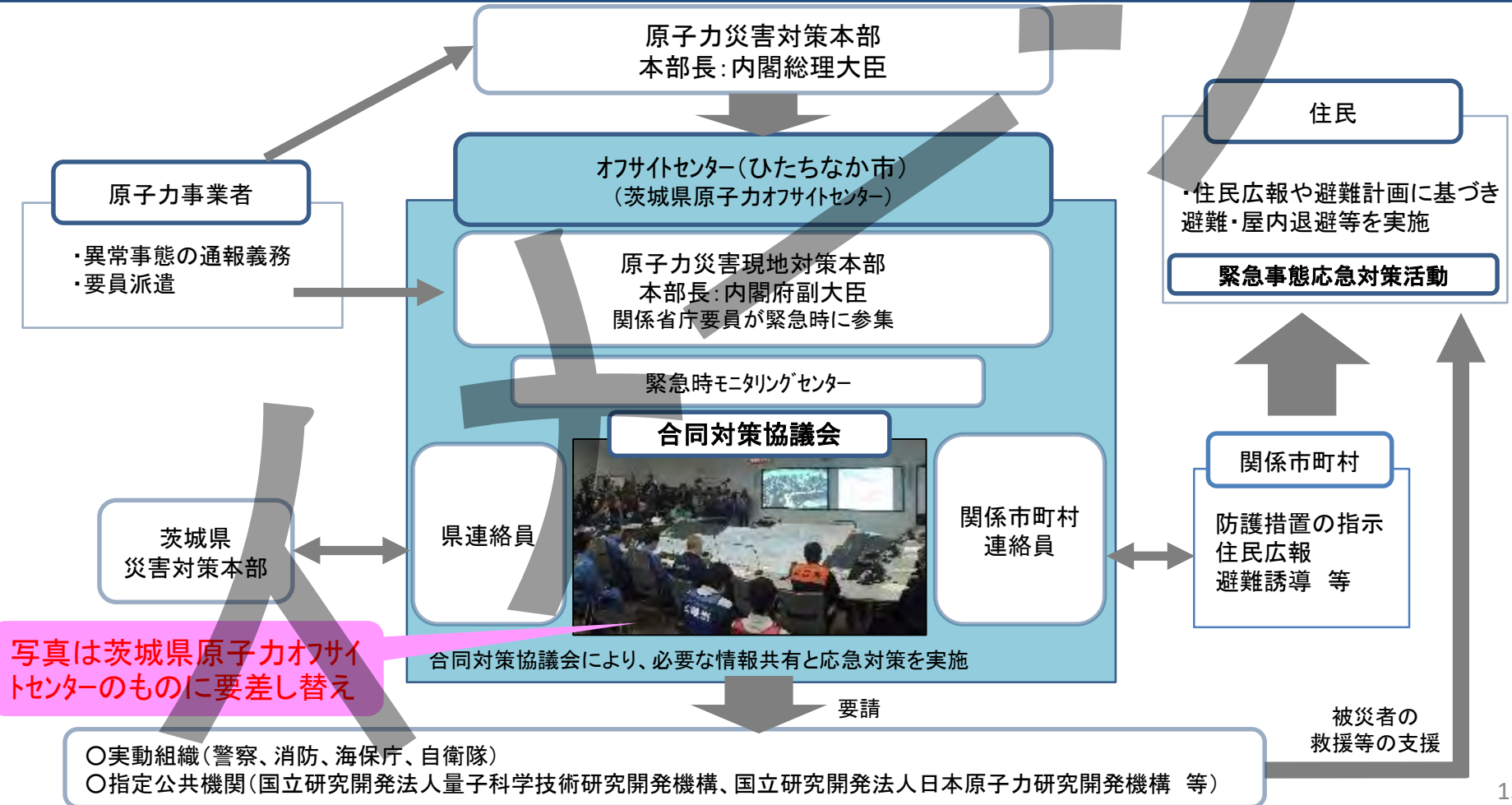


差し替え
(イメージとして他地域のものを記載)

※ 蘭越町、ニセコ町、俱知安町、積丹町及び赤井川村は、今後地域防災計画を修正

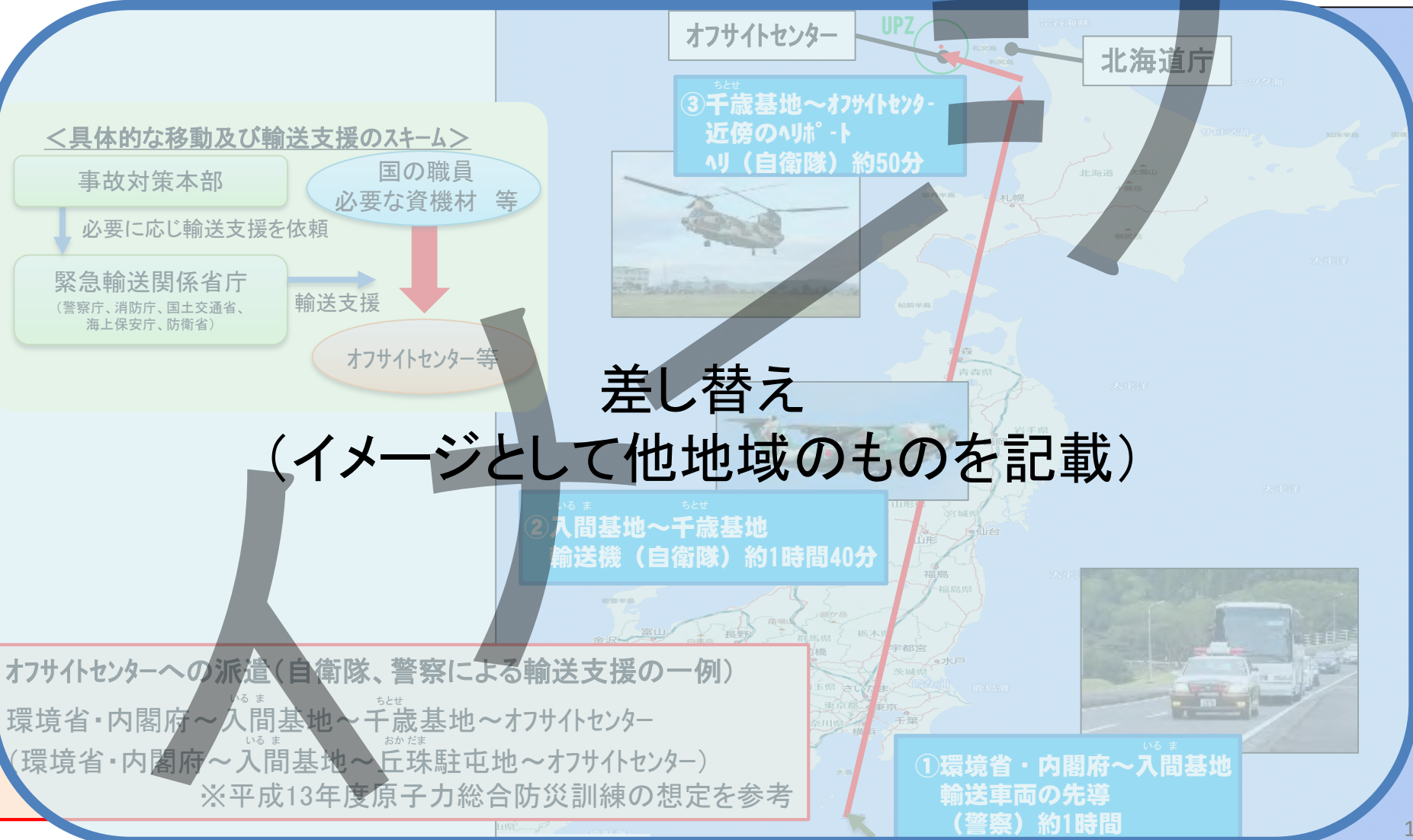
国の対応体制

- 東海村^{とうかいむら}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をオフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター及び茨城県庁に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- オフサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・1階エントランス扉の二重化、陽圧化設備及び空気浄化装置、除染シャワーを整備済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置し、3日間分の電源を確保するとともに、補給により計7日分の電源を確保。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、日本原子力発電(株)●が用意する電源車で継続して電源を供給。



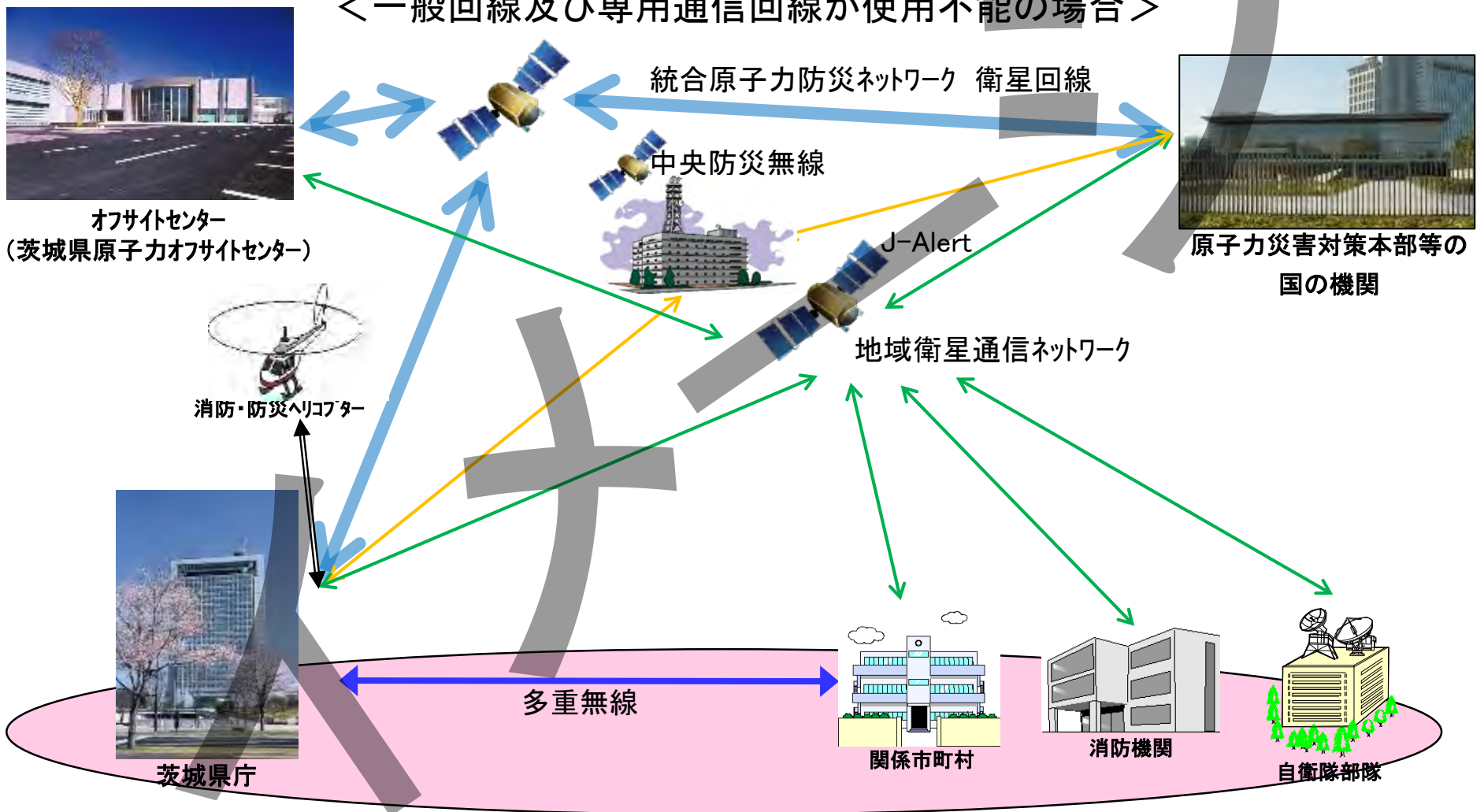
オフサイトセンター（ひたちなか市）
（茨城県原子力オフサイトセンター）
発電所からの距離約11km

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 茨城県教育研修センターかさまし（笠間市）：西南西／約31km
（自家用発電機を整備中(平成29年度完了予定、3日間稼働)）
- つくば国際会議場（つくば市）：南西／約62km
（高圧電源車用配電盤を整備済み）
※距離はいずれも発電所からの直線距離

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、J-Alert、茨城県防災情報ネットワーク等を使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞

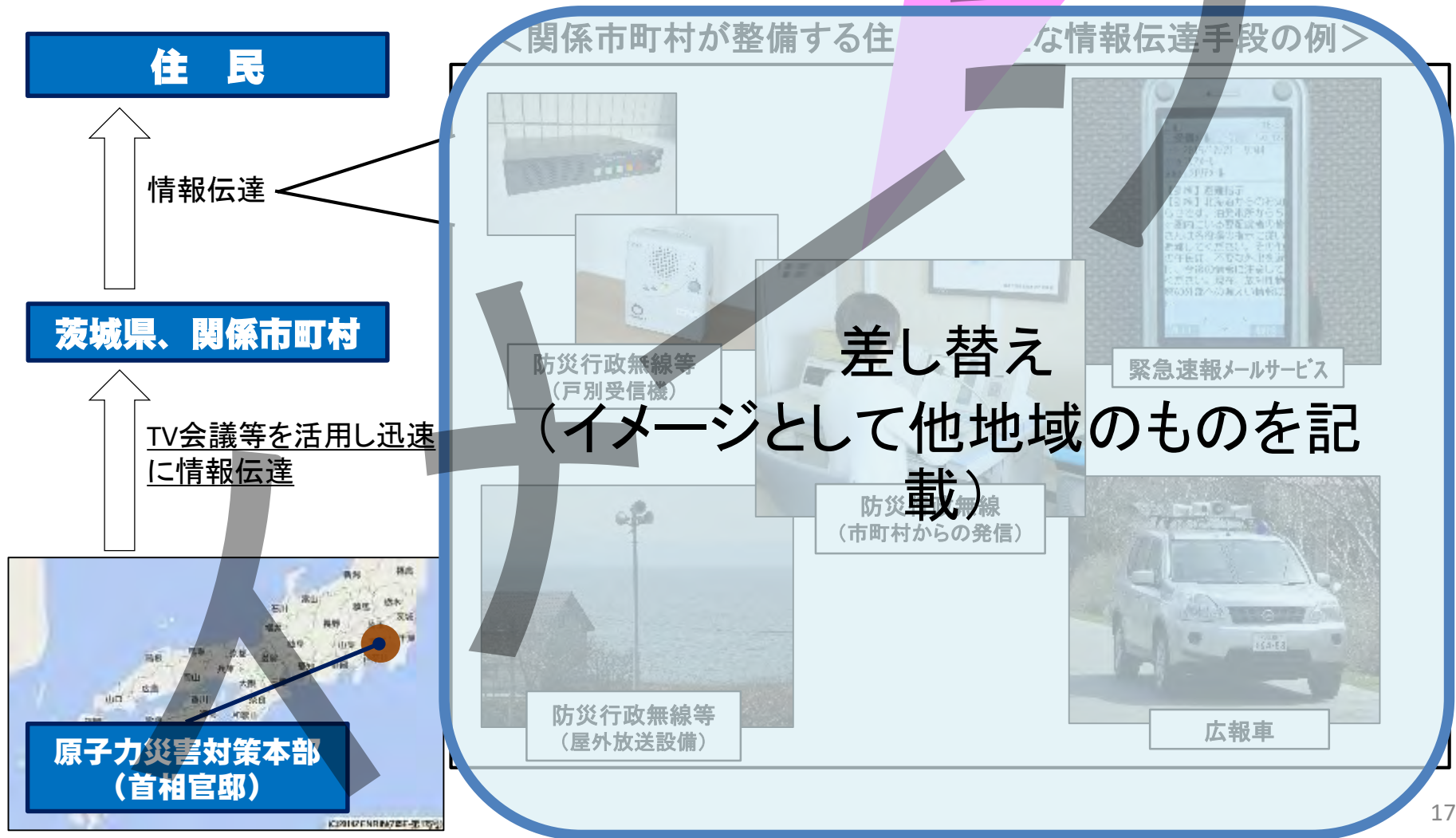


茨城県防災情報ネットワーク(地上系回線・衛星系回線)

住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、茨城県及び関係市町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 国、県、市町村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等を活用し、住民へ情報を伝達。

写真全般を茨城県の設備等に要差し替え

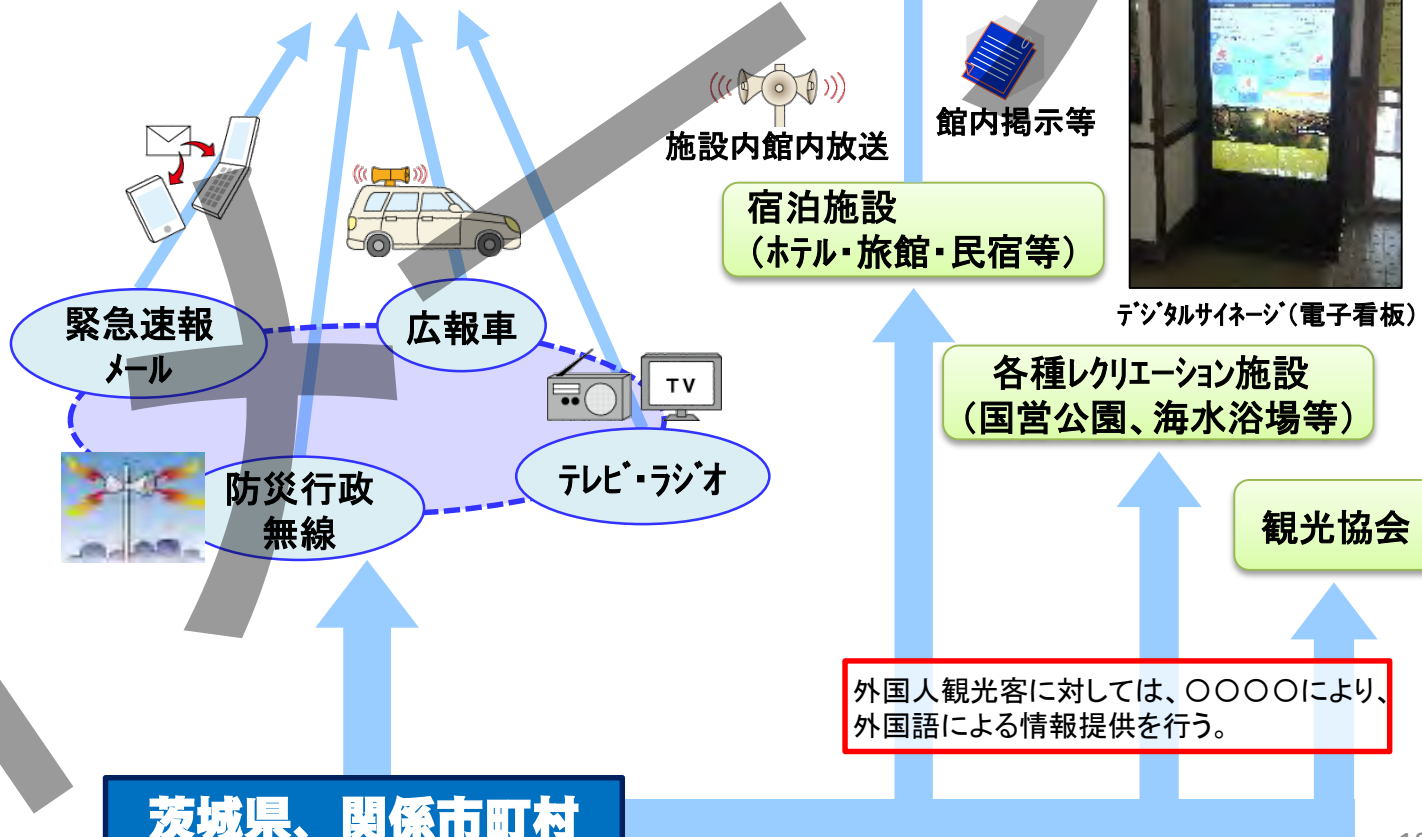


観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、茨城県及び関係町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 茨城県及び関係市町村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- 更に、各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設に対して連絡を行い、一時滞在者に情報を伝達。
- 外国人観光客に対しては、〇〇〇〇により、外国語による情報提供を行う。

茨城県の状況を要確認

観光客等の一時滞在者



受信メール
2015/10/21 午前9:03

【訓練】避難指示
【訓練】茨城県からのお知らせです。東海第二発電所から5km圏内にいる要配慮者の皆さんは各役場の指示に従い避難してください。その他の住民は、不要な外出を避け、今後の情報に注意してください。現在、放射性物質の外部への漏えい情報はありませぬ。落ち着いて行動してください。※これは訓練です。この後英語版が配信されます。

受信メール
2015/10/21 AM9:03

【Drill】ALERT
【Drill】Ibaraki Gov't: To residents within 5km of Toukai 2nd NPP who need assistance in evacuation, follow municipal gov't instructions. For other residents, remain inside. No radiation leak found. (茨城県)

緊急速報メールサービス(イメージ)

外国人観光客に対しては、〇〇〇〇により、外国語による情報提供を行う。

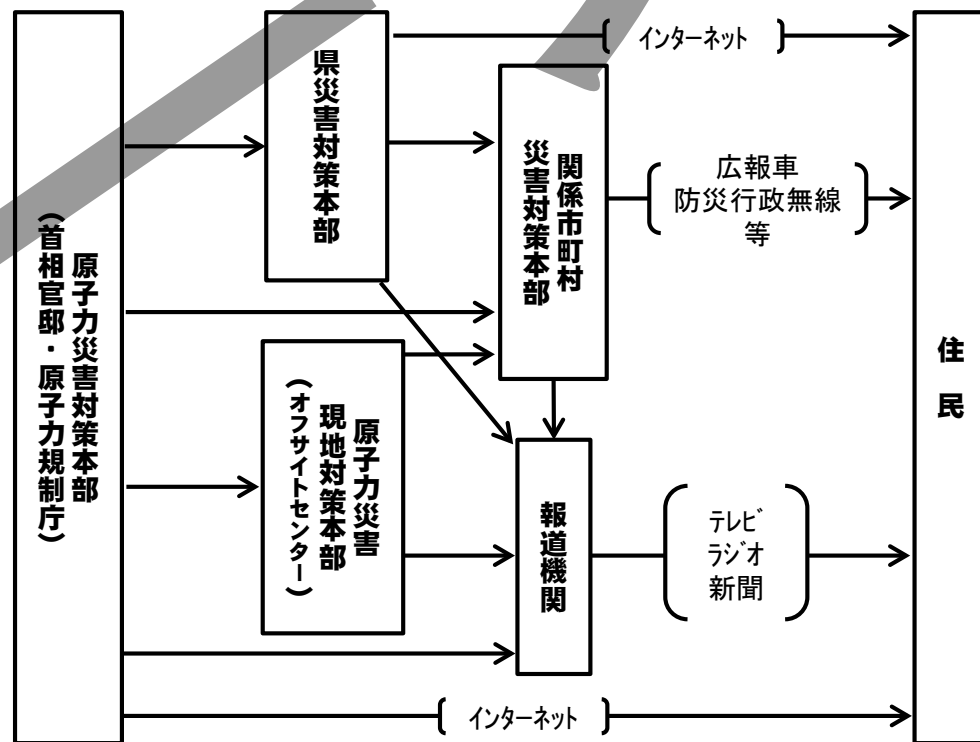
※通信連絡網を活用し連絡

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、茨城県及び関係市町村による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地对策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、茨城県及び関係市町村の問合せ対応を支援。

茨城県及び関係市町村における対応

- 茨城県及び関係市町村は、住民からの問合せに対応する**住民問合せ**窓口を設置するとともに、被災者に対する**住民相談窓口**(**健康上の相談**)等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求(日本原電(株)) |

